

# 11月は「児童虐待防止推進月間」です

11月は児童虐待防止推進月間です。  
児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。



## 児童虐待とは

- ① 身体的虐待: 殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- ② 性的虐待: 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ③ ネグレクト: 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ④ 心理的虐待: 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

子育てに悩んだら、ご近所で虐待があるのではないかと思ったら、ご相談ください。

### 相談窓口

- ◎ 家庭児童相談室 専用電話 63-9500 (平日 9:00~17:00)
  - ◎ 子育て支援課 電話 56-0633 (平日 8:30~17:15)
  - ◎ 愛知県中央児童・障害者相談センター 電話 052-961-7250 (平日 8:45~17:30)
  - ◎ 児童相談所全国共通ダイヤル 電話 189 (24時間対応窓口)
- 「189」へかけると、お近くの児童相談所につながります。

## DV相談

### DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

DVには、あらゆる形の暴力が含まれます。

- ① 身体的暴力: 平手で打つ、足で蹴る、物で殴る、物を投げつける など
- ② 精神的暴力: 大声で怒鳴る、ののしる など
- ③ 経済的暴力: 生活費を渡さない、仕事することに反対する など
- ④ 性的暴力: 嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない など

暴力に悩んだら、暴力を受けている人を見かけたら、一人で悩まずにすぐに相談してください。

### 相談窓口

- ◎ 家庭児童相談室 電話 63-9500 (平日 9:00~17:00)
- ◎ 女性相談(子育て支援課主催) 電話 56-0633 (月2回、予約優先)
- ◎ 愛知県女性相談センター 電話 052-962-2527 (平日 9:00~21:00、土・日 9:00~16:00)
- ◎ DV相談ナビ 電話 0570-0-55210 (最寄りの相談窓口を案内します。ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。)

### 11/12~11/25 「女性に対する暴力をなくす運動」

夫、パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

### 11/14~11/20 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

記事ID 9329

HPを見る

DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題について、相談をお受けします。  
「女性の人権ホットライン」相談専用電話番号 0570-070-810(期間中:平日8:30~19:00、土・日10:00~17:00)